



製品安全データシート

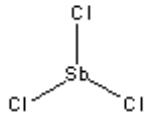
三塩化アンチモン

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称：	三塩化アンチモン
会社名：	日本精鋳株式会社
住所：	東京都新宿区下宮比町3-2
担当部門：	日本精鋳株式会社営業部
連絡先：	電話番号(03)3235-0031 FAX番号(03)5261-7335
緊急連絡先：	日本精鋳株式会社 中瀬製錬所 品質保証課 電話番号(079)667-2121
電子メール：	mail@nihonseiko.co.jp
推奨用途及び使用上の制限：	触媒、顔料、媒染剤等

2. 危険有害性の要約

最重要危険有害性及び影響：	皮膚刺激性/眼刺激性あり。 遺伝性疾患の恐れ可疑。 水生生物に有害。	
GHS分類：		
物理化学的危険性	:分類対象外(区分外)	
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	:区分4
	急性毒性(経皮)	:分類できない
	急性毒性(吸入:蒸気)	:分類対象外
	皮膚腐食性/刺激性	:区分2
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	:区分2B
	呼吸器感作性/皮膚感作性	:分類できない
	生殖細胞変異原性	:区分2
	発癌性	:分類できない
	生殖毒性	:区分2
	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	:区分2
	特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	:分類できない
	吸引性呼吸器有害性	:分類対象外
環境に対する有害性	水生環境有害性・急性	:区分3
	水生環境有害性・慢性	:区分外
ラベル要素：		
絵表示又はシンボル	 	

<p>注意喚起語</p> <p>危険有害性情報</p> <p>注意書き</p>	<p>警告、医薬用外劇物</p> <p>飲み込むと有害。 皮膚/眼刺激。 遺伝性疾患の恐れの疑い。 生殖能又は胎児への悪影響の恐れの疑い。 臓器（呼吸器）の障害の恐れ。 水生生物に有害。</p> <p>【予防策】 全ての安全注意を読み終えるまで取り扱わない事。 吸入・飲み込みしない事。 取り扱い時には飲食や喫煙をしない事。 適切な保護具、手袋、防塵マスク及び顔面用保護具を着装する事。</p> <p>【対応】 皮膚に付着した場合、接触部位の多量の水で洗い流す事。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、酸素吸入を行なう。 呼吸困難な場合、人工呼吸を行なう。</p> <p>本物質は、労働安全衛生法での“名称を表示すべき有害物”の対象物質で無い事、並びに現在GHS標記への移行作業中であり、MSDS標記と包装紙やラベル標記とは異なる標記となっております。</p>
<p>3.組成・成分情報</p> <p>単一製品・混合物の区別：</p> <p>化学名：</p> <p>別名：</p> <p>英語名：</p> <p>化学式又は構造式：</p> <p>成分及び含有量：</p> <p>官報公示整理番号：</p> <p>CAS番号：</p> <p>EINECS番号：</p>	<p>単一化合物</p> <p>三塩化アンチモン</p> <p>塩化アンチモン（ ）</p> <p>Antimony Trichloride</p> <p>SbCl₃</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>SbCl₃ 99.0%</p> <p>既存化学物質No. 1 - 256</p> <p>10025 - 91 - 9</p> <p>233 - 047 - 2</p>

製品名：三塩化アンチモン
発行番号：Q0751-06
発行日：2007年7月02日
ページ：2 / 7 Page

4. 応急措置(医師の処置を受けるまでの救急方法)	
皮膚に付着した場合：	直ちに付着、接触した部分を多量の水を用いて洗い流した後、石鹼水で洗浄し、汚染された衣服や靴等を脱がせる。更に付着部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。
吸入した場合：	直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、空気の新鮮な場所に移し、酸素吸入を行なう。呼吸が困難な場合、又は呼吸が停止している場合には、直ちに人工呼吸を行なう。
目に入った場合：	直ちに清浄な水で15分間以上洗浄を行なう。
飲み込んだ場合：	意識のある場合は直ちに多量の牛乳または水を飲ませ吐かせる。その後、約20%の酸化マグネシウムと水を飲ませる。
5. 火災時の措置	
消火剤：	注水厳禁。 粉末、炭酸ガス消火器を用いて周辺火災を防ぐ。
特定の危険有害性：	当該製品は着火しない。 周辺火災の場合、移動可能な場合は、速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合は、注水は厳禁とする。延焼拡大防止のため、注水する場合は二次災害の防止を図る。 火災等で強熱されると、アンチモンの酸化物の煙霧並びに塩素及び塩化水素のガスを発生する。煙霧並びにガスは有毒なので注意する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項：	作業時には暴露防止の保護具を着用し、風下で作業しない。
回収・除去方法：	飛散した物は空容器にできるだけ回収し、そのあとを消石灰、ソーダ灰等の水溶液を用い徐々に中和処理を行い、多量の水を用いて洗い流す。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されない様に注意する。 回収した廃液及び汚染された土壌等は多少に関わらず、廃液上の注意に従い無害化処理又は産業廃棄物として処理する。
二次災害の防止策：	風下の人を退避させる。漏洩した場合の周辺にはロープを張るなどして人の出入りを禁止する。

7. 取り扱い及び保管上の注意	
取り扱い: 安全取扱注意事項	医薬用外劇物の為、毒物及び劇物取締法に則した取り扱いによる。 水との接触禁止。 眼、皮膚、衣服との接触を避ける。(腐食性) 取扱いは換気の良い場所で行い、蒸気の吸入は避ける。 長時間または反復の暴露は避ける。 取り扱い後は完全に洗浄する。 休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込み禁止。 指定された場所以外では、飲食、喫煙の禁止。
保管: 保管条件	空気中の水分による加水分解を避ける為、密閉した耐食性の容器に保管する。 熱源や着火源から離れた通風の良い乾燥した冷所に密封して保管する。
8. 暴露防止及び保護措置	
管理濃度：	無し。
許容濃度：	日本産業衛生学会(2004～2005年度版); 0.1 mg / m ³ (アンチモン及びアンチモン化合物に対してS bとして) ACGIH(2005年度版); 0.5 mg / m ³ (アンチモンとアンチモン化合物及びS b ₂ O ₃ の取り扱いと使用に対してTLV - TWA S bとして)
設備対策：	屋内においては通気性を良くし、屋内換気及び排気装置を設置する。 屋外においては風上から作業する。 測定器 / 検知管：ガス検知器 / 塩化水素用。 洗顔設備、洗眼設備、シャワー設備を作業場近くに設置する。
保護具：	呼吸器の保護具 ; 局所排気又は呼吸用保護具。 手の保護具 ; ゴム又はビニール製 目の保護具 ; 普通型保護眼鏡またはフェイスシールド 皮膚及び身体の保護具 ; 長袖の作業衣

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状态）：	半透明白色結晶
色：	2 2 3
沸点：	7 3 . 4
融点：	無し。
発火点：	1 3 . 7 mmHg (1 0 0 . 2)
蒸気圧：	無し。
揮発性：	無し。
可燃性：	常温では無し。
酸化性：	無し。
自己反応性・爆発性：	
溶解度（水）：	9 , 1 0 1 g / l (2 0)
水	極めて水に溶けやすく、強い潮解性がある。 多量の水に合うと分解する。
その他	濃塩酸に溶ける。 多数の金属塩化物と錯塩を作る。白色粉末。

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性：	水分により分解して刺激性・有毒な白煙、塩化水素ガスを発生し、オキシ塩化アンチモンを (S b O C l) とする。 加熱、燃焼により酸化アンチモンと塩化水素ガスを生じる。 混酸、三フッ化臭素と爆発的に反応する。 金属 N a、K と混合すれば爆発する。常温、常圧の通常状態下では安定である。
----------	---

11. 有害性情報（人についての症例、免疫学的情報を含む）

急性毒性経口：	L D ₅₀ （経口、ラット）5 2 5 mg / k g
皮膚腐食性 / 刺激性：	皮膚、鼻、喉、気管支等を刺激し、粘膜が侵される。
眼刺激性：	眼を刺激する。
皮膚感作性：	知見データ無く、分類出来ない。
生殖細胞変異原性：	生体外染色体異常試験で陽性結果がある。
発癌性：	日本産業衛生学会、A C G I H、E P A、N T P、O S H A の発癌性リストには入っていない。
生殖毒性：	器質的変化ではないが、母動物の一般毒性の見られる用量で次世代に影響が見られることから、生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑いあり。
特定標的臓器・全身毒性： （単回暴露）	ヒトについて、気管上部の炎症、鼻炎、肺水腫等が見られることから、呼吸器を標的臓器として気道刺激性が考慮される。
特定標的臓器・全身毒性： （反復暴露）	知見データ無く、分類出来ない。
吸引性呼吸器有害性：	無機固体で知見データ無く、分類出来ない。

<p>12. 環境影響情報</p> <p>残留性 / 分解性: 蓄積性: 生態毒性 (魚毒性): 土壌中の移動性: 水生環境有害性・急性: 水生環境有害性・慢性:</p>	<p>無機固体で知見データ無く、分類出来ない。 知見データ無く、分類出来ない。 知見データ無く、分類出来ない。 知見データなし 緑藻類、72時間 $EC_{50} > 36.6 \text{ mg Sb / } \cdot$。 多量な環境水中では分解されて、オキシ塩化アンチモンあるいは三酸化アンチモンと塩化水素になるが、希釈緩衝作用により影響は緩和される。</p> <p>有害性及び環境影響情報についての各項目上付き小数字は引用文献番号に符合します。</p>
<p>13. 廃棄上の注意(毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準)</p> <p>沈澱法:</p>	<p>多量の水に溶かし、硫化ナトリウム水溶液を加えて、三硫化アンチモンを沈澱させ、濾過し埋立処分する。 三硫化アンチモンを沈澱させる場合には適量(理論量の1.5 ~ 3.0倍)の硫化ナトリウムを加える。理論量の3倍以上加えると沈澱が再溶解するので注意する。 $SbCl_3$の付着した使用済みの容器等を焼却するとアンチモン酸化物の煙霧並びに塩素及び塩化水素ガスを発生するので、洗浄装置のない焼却炉で焼却しない。</p> <p>廃棄については、各地域の廃棄規制に注意し、従うこと。</p>
<p>14. 輸送上の注意</p> <p>輸送上の注意:</p> <p>国連分類: 国連番号:</p>	<p>運搬は、毒物及び劇物取締法(劇物、包装等級2)の定めるところによる。 船舶輸送は危規則(腐食性物質)及び国際海上輸送はIMDG(クラス8 /)の定めるところによる。 航空輸送は航空法(腐食性物質)及び国際航空輸送はIATA(クラス8 /)の定めるところによる。 車両には異常時の時の応急措置に必要な保護具、工具を備える。 容器を破損させない事。熱を加えない事。容器を直射日光下に置かない事。</p> <p>クラス8 1733</p>
<p>15. 適用法令</p> <p>毒物及び劇物取締法: 危険物船舶輸送及び貯蔵規則: 港則法: 航空法: 水質汚濁防止法関連: P R T R法: 労働安全衛生法:</p>	<p>第2条別表第2劇物(アンチモン化合物及びこれを含有する製剤) 第3条危険物告示別表第3腐食性物質 施行規則第12条危険物(腐食性物質) 施行規則第194条航空法告示別表第11腐食性物質 アンチモン(要監視項目指定) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(No.25アンチモン及びその化合物) 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(No.38アンチモン及びその化合物)</p> <p>適用法令については、各地域の法規制に従うこと。</p>

16. その他の情報

用途（使用目的）：

工業用原料(触媒、顔料、媒染剤等)

記載内容の取り扱い：

記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂される事があります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

引用文献等：

(財)製品評価技術基盤機構(NITE)GHS分類結果
改訂増補版毒劇物基準関係通知集(薬務公報社、厚生省薬務局安全課編)
最新毒劇物取扱の手引き(時事通信社、厚生省薬務局安全課編)
化学物質管理促進法 対象物質全データ(化学工業日報社)
14705の化学商品(化学工業日報社)
化学物質安全性データブック(オーム社、化学物質安全情報研究会編)
危険物データブック(丸善、東京消防庁警防研究会監修)
Univ.Gent algae final report 2004
Analysis of the results of a 72-toxicity test with the freshwater green alga Pseudokirchneriella subcapitata using SbCl₃ as a test substance

来歴：

版番号	発行日	制定・改訂内容
01	93.01.20	新規作成
02	95.12.01	総合見直し
03	96.04.01	フォーマットの変更。 3.5有害性表示警告(危険 警告) 危険有害性レベル基準の見直し。
04	00.04.25	15.6、15.7追加
05	06.04.27	フォーマットの変更
06	07.07.02	GHS対応全面見直し